

令和4年度 社協会員加入のお願い

社会福祉協議会は、地域福祉を町民の皆様とすすめる、非営利の民間福祉団体です。

毎年、町民の皆様にご協力いただいております社協会員募集活動が、7月からはじまります。

社協会員とは、社協の事業にご理解いただき、資金面で支えてくださる「地域福祉のサポーター」です。

会費の種類

一般会費(個人・世帯等).....	1口 1,000円
団体会費(法人企業・諸団体).....	1口 3,000円
特別会費(法人企業・個人・世帯等)...	1口 5,000円

※7月からの会員募集にあたり、6月下旬から自治会長様宅に社協職員がお伺いし、会員募集についてご説明させていただきますので、ご協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により日程を変更する場合がございます。詳細につきましては松伏町社会福祉協議会までお問合せください。

社協会員の特典!

福祉機器レンタルできます!

- 車いす・松葉杖
(在宅で必要とする方。介護保険要介護2以上の方は除く)
- 福祉車両

紙おむつを受け取れます!

在宅介護の方に限ります

- 高齢者(介護保険要介護3以上)の方
- 障がい者手帳・療育手帳の交付を受けている方

歳末たすけあいの申請ができます!

詳しくは9月号でお知らせします

- 新生児に絵本をさしあげます
- ひとり親家庭に図書カードを助成します 他



差出有効期間
令和5年3月
31日まで
郵便切手は不要

3430190

松伏町大字松伏357番地

松伏町社会福祉協議会
令和4年度 社協会費担当 行



お名前	ふりがな		
電話番号	()		
ご住所	〒		
一般会員	1口 1,000円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特別会員	1口 5,000円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

◀チェックをお願いします

※ご記入いただいた個人情報は、松伏町社会福祉協議会に関する業務の目的以外には利用しません。
※自治会を通して社協会員に加入されている方はハガキでの申込は不要です。

新規申込み用はがき切り取って使用ください。

会員加入申込方法

①②どちらかの方法でご加入を受付けております。

①自治会を通して加入されている方

自治会へ7月頃会員募集のお願いに伺います。その際に加入申込書にて加入をお願い致します。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により日程を変更する場合がございます。詳細につきましては松伏町社会福祉協議会までお問合せください。

②それ以外の方(自治会未加入の方等)

自治会未加入の方等でご加入いただける方については左のハガキに必要な事項を明記の上、ポストに投函してください。

社協職員が連絡の上、お伺いさせていただきます。

※このほか直接社会福祉協議会窓口(松伏町ふれあいセンターかがやき2階)にて加入を受付けていただけます。